

議案第 80 号

平成 21 年度狭山市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 21 年度狭山市下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

決算別冊のとおり

平成 22 年 9 月 1 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成